

「日常生活自立支援事業」と「成年後見制度」の位置づけ

本人の
判断能力の
状態



判断能力あり 不安がある 不十分 著しく不十分 常に欠ける

利用できる
事業・制度

日常生活自立支援事業

「日常生活自立支援事業」と
「成年後見制度」の併用
・成年後見人等に遠方に住む親族等が選任されている
場合など、併用することが望ましいケース

成年後見制度<法定後見>
補助 保佐 後見

成年後見制度
<任意後見(契約)>

成年後見制度
<任意後見(開始)※任意後見監督人選任>